

## 川崎市公告第700号

次の市有財産について、一般競争入札による貸付けを実施します。

令和8年3月9日

川崎市長 福田紀彦

### 1 入札物件（一時貸付物件）

一般競争入札に付す一時貸付物件、予定価格（最低貸付料）等は、別表のとおりです。

### 2 貸付期間

令和8年5月1日から令和13年9月30日まで

### 3 入札参加資格

次の条件を全て満たす方でなければ、入札に参加することはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (3) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (4) 国税又は市税の未納がないこと。
- (5) 本入札案内書に定める条件及び法令等を遵守し、自動販売機等設置事業を行う資力、能力等を有する法人であること。
- (6) 令和5年度及び令和6年度において、自動販売機等設置事業又はこれに類する事業の実績を有していること。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反している事実がないこと。
- (9) 委託契約その他の契約を締結するに当たり、相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結していないこと。

### 4 契約上の主な条件等

#### (1) 貸付契約の内容

本件一時貸付けは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号及び同法第238条の5第1項の規定に基づく土地又は建物の賃貸借契約です。借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はありません。

#### (2) 用途の指定等

一時貸付物件は、自動販売機等設置事業の用途（以下「指定用途」という。）に供さなければなりません。また、自動販売機等設置事業に必要な工事費、維持管理費、光熱水費等の費用は全て借受人の負担となります。

#### (3) 禁止事項

一時貸付物件について、次の行為をすることはできません。

- ア 一時貸付物件を指定用途以外の用途に使用すること。
- イ 一時貸付物件に建物を建築し、又は工作物を設置すること（財産管理者が、電源等の確保のため必要があると認める場合を除く。）。
- ウ 土壌の汚染、土地の形質の変更その他原状回復が困難となるような使用をすること。
- エ 一時貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすること。
- オ 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定すること。

カ 一時貸付物件において、公序良俗に反する行為をすること。

(4) 自動販売機等の設置等

借受人は、貸付期間の開始後、財産管理者の指示に従い、速やかに指定の位置に自動販売機等を設置してください。また、設置後において財産管理者が、安全管理上支障があると認めた場合は、その指示に従って必要な措置を講じてください。

ア 貸付期間を通じて常に使用可能な状態で設置されていること。

イ 自動販売機等の維持管理にあたっては、転倒防止、漏電防止、容器等の散乱防止など、利用者、近隣住民の安全、周辺環境の保全に十分に配慮すること。

ウ 販売品の在庫等の管理、補充、交換は、借受人の責任において、財産管理上及び近隣住民の生活に配慮した方法、頻度、時間帯等により行うこと。

エ 自動販売機の付近に飲料容器等の回収容器等を原則として1個以上設置し、空き缶等の使用済み容器が周囲に散乱しない頻度により回収して、適正に処分すること。

オ 自動販売機は、ノンフロン冷媒又は低GWP冷媒で、かつ、ヒートポンプ対応等エネルギー消費効率の優れた機種（年間消費電力量（カタログ値）1,131kWh/年未満のものに限る。）とすること。なお、適宜消灯・減光等を行い、節電対策に努めること。

カ 食品衛生法（昭和22年法律第233号）を遵守し、販売品の賞味期限等の衛生管理対策の徹底を図ること。

(5) 販売品

ア 販売品は、別表に定められたものとする（財産管理者が認めた場合を除く。）。なお、酒税法第2条（昭和28年法律第6号）による酒類又はその類似品を販売することはできません。

イ 販売品の売価は、借受人により任意に設定することができます。

(6) 資料の提出等

ア 借受人は、毎年1回、一時貸付物件に設置した自動販売機の売上実績（売上数量、売上金額）を報告しなければなりません。川崎市は、当該売上実績について、市有財産の有効活用を推進するため必要とするときは、借受人の承諾なしに公開できるものとします。

イ 川崎市は、借受人が上記の禁止事項に違反している疑いがあるとき、債権の保全上必要があるとき認めるときは、借受人に対してその参考となるべき資料の提出又は報告を求めることができるものとします。

(7) 違約金

川崎市は、借受人が上記の禁止事項、資料の提出等の条件に違反した場合には、違約金を請求する場合があります。

5 入札案内書（入札参加申込書を含む。）の配布

入札案内書は、<https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000177396.html>

川崎市財政局資産管理部資産運用課ホームページアドレスにおいて、ダウンロードできます。

また、資産運用課（応募申込書類等受付場所）においても配布します。

(1) 配布場所 川崎市川崎区宮本町1番地（川崎市役所本庁舎 16階）

川崎市財政局資産管理部資産運用課

電話 044-200-2083

(2) 配布期間 令和8年3月9日（月）から令和8年3月23日（月）まで

6 入札参加申込みに必要な書類

入札参加申込みに必要な書類は、次のとおりです。

(1) 入札参加申込書

(2) 自動販売機設置事業申告書

(3) 川崎市暴力団排除条例に係る誓約書

(4) 商業登記簿（履歴事項全部証明書）

(5) 代表者の印鑑証明書（法務局に届け出たもの）

(6) 国税の納税証明書（その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用）

(7) 市税納税証明書（川崎市競争入札参加資格審査申請用）

※ 川崎市内に事務所又は事業所を有している場合のみ

交付の申請にあたっては、「未納の税額がない証明（都道府県・市区町村）」を選択してください。  
詳細は各市税事務所にお問い合わせください。

(8) 財務諸表の写し

申込み時点において終了している事業年度のうち、直近2事業年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書を提出してください。

※ (4)～(7)の書類は、発行後3か月以内に取得したもの（原本）を提出してください。

7 入札参加申込書等の提出

本件入札に参加を希望する者は、上記6に記載された書類を次により提出しなければなりません。

(1) 提出場所 上記5(1)に同じ

(2) 提出期間 令和8年3月9日（月）から令和8年3月23日（月）まで  
午前9時～午後4時（正午～午後1時を除く。）

(3) 提出方法 持参

8 入札の手続等

次により入札を執行します。

(1) 入札の方法

入札は単価で行いますので、入札金額は月額貸付料（消費税及び地方消費税の額を含まないもの）を記入してください。入札書の提出は送付又は持参によるものとします。

ア 入札書の到着期限

令和8年3月31日（火）必着（持参の場合は令和8年3月31日（火）17時まで）

イ 入札書の提出場所

『送付の場合』

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地（本庁舎 16階）

川崎市財政局資産管理部資産運用課 資産活用担当

『持参の場合』

川崎市川崎区宮本町1番地（本庁舎 16階）

川崎市財政局資産管理部資産運用課

(2) 入札保証金 免除

(3) 開札の日時 令和8年4月1日（水） 午前10時

(4) 開札の場所 川崎市財政局資産管理部資産運用課

(5) 落札者の決定等

最終的な確認を行い、落札候補者を落札者として決定します。

なお、確認の結果、申込書類や入札書等に不備があった場合は、当該落札候補者を失格とし、順次、価格の高い入札者について同様の確認を行い、落札候補者を落札者として決定します。

(6) 入札の無効

入札案内書で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約の手続等

(1) 契約条項 入札案内書に記載してあります。

(2) 契約書等作成の要否 要

(3) 契約保証金 入札案内書に記載してあります。

(4) 契約の締結日（予定） 令和8年4月28日（火）

(5) 貸付料の支払い 入札案内書に記載してあります。

10 その他

(1) 事情により予告なく入札を変更し、又は取り止める場合があります。

(2) 詳細は入札案内書によります。

(3) この公告に関する問い合わせ先は、以下のとおりです。  
上記5 (1) に同じ

物件番号	財産名称・場所 (財産管理者・連絡先)	所在地 (住居表示)	開庁時間	職員数 (人)	年間 利用者数 (人)	貸付面積 (㎡) ※回収容器等含む	消費税	販売品	令和6年度 売上数量 (本)	最低貸付料 (円/月)
1	消防局総合庁舎・川崎消防署 1 階 (消防局総務部施設整備課・044-223-2550)	川崎区南町 2 0 - 7	20時間体制	200	7,000	0.75	課税	飲料 (缶・ペットボトル)	6,743	4,270
2	消防局総合庁舎・川崎消防署 4 階 (消防局総務部施設整備課・044-223-2550)	川崎区南町 2 0 - 7	21時間体制	200	7,000	0.78	課税	飲料 (缶・ペットボトル)	3,521	2,230
3	消防局総合庁舎・川崎消防署 4 階 (消防局総務部施設整備課・044-223-2550)	川崎区南町 2 0 - 7	22時間体制	200	7,000	0.93	課税	飲料 (缶・ペットボトル)	2,007	500
4	消防局総合庁舎・川崎消防署 7 階 (消防局総務部施設整備課・044-223-2550)	川崎区南町 2 0 - 7	23時間体制	200	7,000	1.08	課税	飲料 (缶・ペットボトル)	3,433	2,180
5	臨港消防署 4 階 (消防局総務部施設整備課・044-223-2550)	川崎区池上新町 3 - 1 - 5	24時間体制	50	7,000	0.78	課税	飲料 (缶・ペットボトル)	1,750	500
6	臨港消防署藤崎出張所 1 階 (消防局総務部施設整備課・044-223-2550)	川崎区藤崎 3 - 7 - 1	24時間体制	8	100	0.99	課税	飲料 (缶・ペットボトル)	2,572	500
7	臨港消防署千鳥町出張所 1 階 (消防局総務部施設整備課・044-223-2550)	川崎区千鳥町 1 5 - 4	24時間体制	7	100	1.02	課税	飲料 (缶・ペットボトル)	2,299	500
8	幸消防署 1 階 (消防局総務部施設整備課・044-223-2550)	幸区戸手 2 - 1 2 - 1	24時間体制	50	7,000	0.86	課税	飲料 (缶・ペットボトル)	3,896	2,470
9	幸消防署加瀬出張所 1 階 (消防局総務部施設整備課・044-223-2550)	幸区南加瀬 4 - 1 8 - 5	24時間体制	8	100	0.96	課税	飲料 (缶・ペットボトル)	740	500
10	幸消防署平間出張所屋外 (消防局総務部施設整備課・044-223-2550)	幸区下平間 4	24時間体制	7	100	1.02	課税	飲料 (缶・ペットボトル)	577	500
11	臨港消防署殿町出張所 1 階 (消防局総務部施設整備課・044-223-2550)	川崎区殿町 3 - 2 5 - 2	24時間体制	7	100	1.89	課税	飲料 (缶・ペットボトル)	新規	500
12	中原消防署井田出張所 2 階 (消防局総務部施設整備課・044-223-2550)	中原区井田中ノ町 2 3 - 3	24時間体制	7	100	1.50	課税	飲料 (缶・ペットボトル)	新規	500
13	宮前消防署宮崎出張所 1 階 (消防局総務部施設整備課・044-223-2550)	宮前区有馬 2 - 8 - 1 1	24時間体制	7	100	1.50	非課税	飲料 (缶・ペットボトル)	新規	500

※職員数、年間利用者数は近年の状況に基づき財産管理者が算出した概数であり、今後の人事異動、配置変更により変更となる場合があります。

※令和 6 年度の売上数量は参考情報であり、事業者の申告に基づくものです。